

称号及び氏名	博士（人間科学） 熊本 理抄
学位授与の日付	平成 29 年 3 月 31 日
論文名	「被差別部落女性の主体性形成に関する研究」
論文審査委員	主査 萩原 弘子 副査 住友 陽文 副査 田垣 正晋 副査 黒川 みどり（静岡大学教育学研究科教授）

論文要旨

本論文は、日本の被差別部落女性（以下、部落女性）の主体性形成に視点を据え、その形成過程を明らかにするなかで、部落女性が直面する諸問題を考察し、今後の運動の課題と展望を提示することを目的とする。本論文は 6 章から構成される。

第 1 章で示した問題設定に従い、第 2 章では「部落民であること」について、第 3 章では「女性であること」について、インタビュー調査で得られたデータの分析を行なう。

第 2 章では、部落女性の部落民認識がどのような過程で形成されるのかを明らかにする。まず他者規定による自己認識の過程、他者規定と自己規定の非対称性の存在について論じる。次に自己教育運動への関与により、知識の獲得、経験と感情の共有、内面化した差別の克服、自己認識の転換、社会的立場の意識化がもたらされることを論じる。

先人の経験を歴史的社会的文脈に位置づけて理解し、その文脈のなかで自己の経験を規定すると、次世代への継承と教育の役割を担うようになる。それが部落女性の主体性形成を促す。また部落解放運動への関与により自己変容がもたらされると、他者規定への抵抗、部落コミュニティ内外の関係性構築といった日常実践を積む。このように部落女性の主体性形成を促す自己規定は、歴史の共有と他者との経験共有を含むことを明らかにする。

同化と他者化を内包する部落コミュニティと部落解放運動の矛盾を引き受けながら、自己の主体性形成に影響を与えるそれらを内から変革する必要性を部落女性が認識していることを論じる。

第 3 章では、部落女性が女性であることをどのように位置づけているのかを明らかにする。部落解放運動内の女性差別と主体性形成の妨害という矛盾を意識化し変えようとしたときに女性の主体性形成が進むことを確認できる一方で、女性差別に対する意識化が困難

であるのも現実である。それは部落解放運動への関与の過程で、女性差別を部落差別の結果だと認識する枠組みを部落女性が獲得することに因る。部落解放運動への関与を通じて主体性形成を追究する女性が、部落解放運動、家族、コミュニティのケア役割を引き受け、それが結果としてジェンダー体制を維持し、女性の主体性形成を妨害するという矛盾を引き起こしていることを指摘する。また部落差別と女性の従属が交差するところに立ち現れる抑圧の結合体を結婚に着目して論じる。

以上第2章と第3章から、部落女性が追究する主体性形成は、従属的主体性を意味する *subjectivity* ではなく、私が本研究で位置づけた、変化、能動性、行為といった意味を持つ *agency* であること、その主体性形成に肯定的な影響と同時に否定的な影響を与える部落コミュニティと部落解放運動の権力構造を女性が意識化した時に、*subjectivity* から *agency* への変容と形成を重ねることを論じる。

第4章では、部落解放同盟の運動方針、全国婦人集会及び全国女性集会の資料から、部落解放同盟が部落女性の主体性形成にいかなる支援体制を構築したのか、また部落女性はそういう体制のなかでどのように主体性形成を追究したのかを明らかにする。

1950年代から60年代、組織拡大と一体のものとして女性の主体性形成支援を運動方針に位置づけた部落解放同盟は、「二重三重の差別」という表現を用いていくつもの条件の絡み合いを部落差別として認識させ、部落解放運動への女性の関与を促す。1960年代に入ると、主体性形成を妨害する組織の矛盾を女性が指摘し始める。部落女性を不在とする日本母親大会への参加では主体性形成を追究できないという気づきから、部落解放運動への関与が促されていったことを論じる。

1970年代に入り、組織のジェンダー体制を批判すればするほど女性問題が周縁化されていくようになる。部落女性の存在を丸ごと支援するような体制が欠落した部落解放運動のなかで、部落女性は女性視点で独自の運動をつくりだしていく。1975年の国際女性年は、部落差別と認識していた経験を女性差別として捉える視点を部落女性に与えた。その一方で、一人の人間存在に交差する差別からの解放を「女性解放」だけで語ることはできないという気づきから、女性解放運動との齟齬が生じたことを明らかにする。

日常的な生活実態を部落差別とする部落解放運動の差別認識は、部落女性の関心に合致する。部落差別認識と部落民立場を強調することにより女性の不可視化をよしとする朝田善之助の理論に、部落女性は主体性形成のオルタナティブな可能性を見出す。その可能性とは、部落差別認識を起点にしながら、自らの状況を決定づけているいくつもの条件の絡み合いについての認識を、運動への関与の過程で獲得しようとするものである。朝田理論に基づく行政闘争を通して、組織の公式課題についての語りの型に沿って差別認識を語るようになった女性が、次には公式課題に乗らない課題を女性視点で語るようになる。また公式方針に基づいた運動に関与した女性が、公式方針ではない運動を女性視点でつくりだしていく。語りの型に沿った語りと、公式方針に基づいた運動への関与の過程で主体性が形成され、それが次の語りと運動を形成していく。つまり運動への関与の過程で遂行的に

(performatively) 主体性が形成されることを確認できる。それがさらに次には運動を内から変えていくという、主体性と運動の往還を論じる。

1980年代以降、国連女性差別撤廃条約と国連世界女性会議が、部落女性の運動に新たな概念を提供する。世界の女性運動とつながる可能性と政治参加の必要性を「エンパワメント」概念により認識する。また部落女性の状況を可視化し言語化できる概念として可能性を見出した「複合差別」概念に依る、政治参加とマイノリティ女性のネットワーク構築という新たな運動の展開を論じる。

以上から、戦後の部落解放運動が、部落女性の部落民としての主体性形成を支援しながら、女性としての主体性形成を妨害するという矛盾した過程であったこと、そのなかで部落女性が与えられた語りの型にまずは従い、次にはその型を超え出る語りをするようになることを示し、運動と主体性の遂行的相互的形成を明らかにする。

第5章では、国際人権言説、部落女性、ブラック・フェミニズムが採用する「複合差別」概念、「交差性」概念とは何かを明らかにする。まず人種差別撤廃と女性差別撤廃のそれぞれにパラレルに取り組んできた国連が2000年代に入り導入する「交差性」概念を確認する。

部落女性が依拠する「複合差別」という日本語概念と、それに伴う実践を支えるのは、「複数の差別」(multiple discrimination)の加算的分析である。ブラック・フェミニズムが理論展開してきた複数の差別の「交差性」(intersectionality)概念と、交差するところに現出する「複合差別」(compound discrimination)概念は、それとは別物である。同じ訳語があてられるものの、概念内容が異なる。multiple discriminationの訳語として「複合差別」を用いるのは問題があることを指摘する。日本語で流通した「複合差別」概念で、部落コミュニティと部落解放運動の内部の性差別を論じるだけでは、フェミニズムへの抵抗思想をつくりだせない。マイノリティ女性の一身にのしかかる差別の複合体をフェミニズムは理解できていない。「女性差別」と一括りにするか、マイノリティ・コミュニティ内の問題に矮小化するか、あるいは「複数の差別」と並列し多様性として扱うか、そのいずれかでしかない。そのようなフェミニズムとマイノリティ女性の齟齬は解消しないことを論じる。

「複合差別」という日本語概念と「交差性」概念を比較するために、アフリカン・アメリカン女性によるブラック・フェミニズムのパイオニアであるベル・フックス (bell hooks)、交差性概念の代表的論客であるキンバーレ・ウィリアムズ・クレンショウ (Kimberlé Williams Crenshaw) とパトリア・ヒル・コリンズ (Patricia Hill Collins)、複数の抑圧に関する理論を展開した Critical Race Feminism の論客であるエリザベス・V・スペルマン (Elizabeth V. Spelman) の言説に注目し、部落女性の闘いに有効な知見を明らかにする。複数の抑圧が連動、合体して働くことについての理論を展開してきたブラック・フェミニズムは、加算的分析を批判する。加算的分析は白人女性の経験を規範、普遍、本質とし、アフリカン・アメリカン女性の経験を差異、逸脱として不可視化、他者化、周縁化する。また権力、支配、特権の構造を問わない。複数の抑圧の関係性を足し算で単純化して

分析することは、歴史的社会的文脈における一つの支配関係と支配構造を分析できない。交差性概念は、社会的権力関係を分析し、従属への抵抗と主体性形成を追究するうえで有用な思想であることを論じる。

第 6 章では以上の考察を踏まえ、部落女性の主体性形成に関する理論的及び実践的課題と展望を提示する。

権力関係が交差したところに立ち現れる抑圧のアマルガムの分析は差別論の再考を促す。「複数の差別」を加算的に分析する「複合差別」という日本語概念は、主体性形成追究としては限界がある。部落女性の主体性形成に影響する部落解放運動と共同性を内から変える闘い、部落女性の実践と思想を蓄積しフェミニズムへの抵抗思想をつくりだす闘いに、ブラック・フェミニズムが主張してきた複数の差別の「交差的」分析と、交差するところに現出する「複合差別」概念を理論と実践として使っていくことには可能性がある。部落女性の経験と社会的位置から、フェミニズムの差別認識と解放言説を再構築していくとともに、部落解放運動が掲げてきた差別論と主体性論を問い直していくことが必要であり、また可能であると結論する。

学位論文審査結果の要旨

熊本理抄の学位授与申請論文「被差別部落女性の主体性形成に関する研究」について、本審査委員会は、人間社会システム科学研究科人間科学専攻の博士論文審査基準（１）～（７）に照らして厳正な審査を行い、以下のように評価し、判断するという結論に至った。

（１） 研究テーマが絞り込まれている。

被差別部落女性（以下、「部落女性」）はこれまで、「同じ部落民」あるいは「同じ女性」として一括りにされるか、「部落差別か、女性差別か」とどちらかのカテゴリーに押しこめられて、そのカテゴリー内で不可視化されてきたという認識を論者は有している。そうした一括化や不可視化の対象とされた部落女性たちが、どのようにして解放を求める主体性を構築してきたのか、また構築しうるのかを明らかにするという課題にとりくんだのが本研究である。

６章から成る本論文の第１章では、部落女性の主体性が部落解放運動においてどのような支援と障害のなかで形成されてきたか、女性解放言説、国際人権言説の影響はどのようなものか、これまでの部落女性の主体性形成にはどのような限界と発展可能性があるのかを論じることが提示されている。以後に続く各章の構成は、第６章のまとめも含めて、第１章での問題提示とよく呼応しており、研究テーマは明確でよく絞り込まれている。

（２） 論文の方法論が明確である。

方法論は、部落女性へのインタビュー調査（第２、３章）、50余年分の部落解放全国婦人集会・全国女性集会報告の分析（第４章）、そしてアフリカン・アメリカンを中心とするブラック・フェミニズムの文献研究（第５章）と、各章の目的に適う方法が選択されている。インタビュー調査部分については、人間社会システム科学研究科の研究倫理委員会の審査を経ていることを確認した。

ブラック・フェミニズムへの言及は、単に海外のマイノリティ女性の解放言説だからというだけではない必然性を有している。代表的論客のひとりである K. クレンショウが、反人種主義世界会議（2001年、ダーバン）に向けたザグレブでの専門家会議で提唱した‘multiple and intersecting forms of discrimination’の概念が、以後日本のマイノリティ女性のあいだで、前半の複数性（multiplicity）に強調を置いて、「複合差別」という訳語とともに流通した。論者は、そこで起きた誤解を正すべく、複数の差別の交差を論じるブラック・フェミニズム言説を原典に立ち戻って検討しているのが第５章である。

以上から、本論文の方法論は明確にして適切であると評価できる。

(3) 研究テーマについての先行研究の調査を十分に行っている。

第4章は1950～60年代、1970年代、1980年代以降と時代を区切っての部落解放全国婦人集会・全国女性集会の報告資料の分析を行い、日本母親大会、女性解放運動、国連女性差別撤廃条約といった女性解放言説との齟齬、対立、共感、影響を考察するものだ。そのなかで折々に部落女性の主体性を論じた多くの重要な先行研究に立ち戻って検討を進めている。また第5章のブラック・フェミニズムについては、1980年代以降の重要な論考によく目配りし、論を進めている。以上から、本論文は先行研究の調査を十分に行っていると評価できる。

(4) 研究の素材となる基本文献、資料、調査データを十分に吟味している。

部落女性へのインタビューで得られた調査データについては、内容によって「部落民であること」と「女性であること」に焦点を絞って分析し、コミュニティ、家族、部落解放運動との関係性を彼女たちがどう捉えているかを示している。そこから「部落民」と「女性」に分断されない1つの存在として生きる主体性を求めるようになる過程を照らしだしている。

国際人権に関連する資料については、論者自身が流通に関わった部分もあって、緻密な分析が行われている。またブラック・フェミニズムの論考については、原典にあたって、論者のあいだにある強調点の違いにもよく注意が払われている。

以上から、基本文献、資料、調査データの吟味は十分になされていると評価できる。

(5) 研究テーマについて、先行研究にはない新しい知見を打ち出している。

本論文で特筆すべき新しい知見は次の諸点である。1) 部落女性の関わる部落解放運動が彼女たちの女性としての主体性形成の支えとなることも妨げとなることもあることを明らかにした点、2) 部落女性の主体性形成の遂行性を具体的に示した点、3) 差別の複合性 (compound discrimination) と交差性 (intersectionality) という概念の有効性と、日本での紹介の際に起きた、複数性の焦点化という誤解の指摘は、論者独自のものである。

(6) その知見を裏付けるための、必要にして十分な議論と実証が展開されている。

こうした知見を導き出すための議論と実証は、次のように必要にして十分である。部落解放運動と部落女性の関係については、インタビュー調査での彼女たちの語りの分析と、部落解放全国婦人集会・全国女性集会資料の分析という両面から論じることで明らかにしている。またクレンショウを含むブラック女性による主要論考によく目配りし、その重要論点が差別の複数性にあるのではなく、複合性 (compound-ness)、交差性にあることを説得的に示している。これにより、差別を意識の問題としてでなく、構造化された社会的抑圧の問題として捉える道筋を明らかにした。

(7) 当該分野の研究領域に新たな地平を切り開く、独創性を備えた論文である。

本論文のもつ独創性は次の諸点である。なにより 1950 年代からの 50 余年に及ぶ部落解放全国婦人集会・全国女性集会の記録と、それらの記録と重なる時代を生きてきた部落女性たちのインタビュー調査の両面から部落女性の主体性形成過程を明らかにしようという論文の構成が、これまでにない独創的なものである。またそのインタビューは、論者ならではのユニークで前例のないものであり、部落女性の語りの記録として資料的価値も高い。さらに部落女性の主体性形成における女性解放言説、国際人権言説からの影響とそれらとの齟齬を示した点、それらの言説が政策等の局面で主流化することでマイノリティの課題が二の次になる傾向があると指摘している点は、独自のものと評価できる。これら諸点は、部落女性という立場を越えて、普遍性を有する解放言説を構築する運動論の提示となっており、独創的なものである。

本論文は、女性間の権力関係、解放言説における女性の位置、女性解放言説におけるマイノリティ女性の位置といった論点についての研究へとさらに発展する可能性をもち、ジェンダー論、思想史といった領域での研究を進めることが期待される。

以上のような評価を踏まえて、本審査委員会は本論文を博士（人間科学）の学位に値するものと判断する。